

## 平成24年度 第3回船橋市防災会議議事録

日時：平成24年11月16日（金） 午後2時00分～午後3時00分

場所：船橋市役所9階 第一会議室

開会（危機管理課 課長補佐）

本日は、ご多用のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、「平成24年度第3回船橋市防災会議」を開催いたします。

本日は、定数40人中、33名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、「船橋市防災会議運営要領第2条第2項」に定めるところにより、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは始めに、船橋市防災会議の会長であります、藤代孝七船橋市長より、ご挨拶を申し上げます。

会長挨拶（市長）

こんにちは。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。日頃から、皆様方には防災行政はもとより、市政各般にわたりご協力を頂いておりますことに、改めて深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、東日本大震災から1年8か月が経ちましたが、本市では、震災直後から、公共施設の復旧はもとより、一部損壊住宅に対する独自の支援制度の創設や放射能対策など、市民の不安解消に努めるとともに、市民生活への影響を極力少なくするよう、対応してまいりました。こうした中で、東日本大震災を踏まえまして「非常時への備えあるまち」「災害に強いまちづくり」を最優先の課題と捉えて、防災機能の強化や、安全・安心の実現に向けて、力を注いでいるところでございます。特に、津波や帰宅困難者対策、食料や飲料水の確保、また確実な情報伝達体制など、震災で浮き彫りになった課題への対応が求められ、本市では、様々な事業を行ってまいりました。身の安全を確保するための津波一時避難施設や、帰宅困難者支援施設の指定、また、食料や飲料水などの備蓄を進め、昨年度には中学校の備蓄が完了し、今年度は9月議会で補正予算を組みまして、全ての公民館の備蓄が年度末までに完了する見込みです。とりわけ、食料の備蓄につきましては、船橋産の小松菜とニンジンから作ったパウダーを練り込んだ「パンの缶詰」を新たに配備し、地産地消の推進と地場産業の振興も併せて進めているところです。

さらに、災害時の飲料水の確保は、市民の生命を守るうえで大変重要ですので、今回、新たな取り組みとして、避難所となる小・中学校や公民館などの受水槽に給水栓を取り付けまして、飲料水の確保を図りました。

また、給水車も今年度中に2台配備し、給水活動を強化することとしております。一方、情報伝達を確実なものとするため、防災MCA無線の設置施設に、PHS電話機を併せて配備するほか、防災行政無線の放送を聞くことができる、防災ラジオを町

会・自治会に配布するなど、連絡体制を強化いたします。

本市では、こうして、様々な事業を進めておりますが、防災や災害対策は、皆様方をはじめ、市民の皆様の協力無くして、成し得るものではございません。

私どもといたしましても、多くの方々のご意見を広く伺いながら、ともに手を携えて、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げる次第です。

本日の防災会議は、これまで見直しを進めてまいりました、地域防災計画の最終案を提案させていただきますが、この計画は、本市の防災の基本的な方針や対策を示すもので、より実践的かつ効果的なものにしたいと考えております。ご審議の程、お願いいたします。挨拶とさせていただきます。

#### 事務局（危機管理課 課長補佐）

会議に先立ちまして、委員の方々に異動がございましたので、ここでご紹介いたします。お名前をお呼びいたしますので、大変恐縮ですが、その場でご起立をお願いいたします。

初めに千葉県船橋警察署長 中島保夫 様です。本日は代理の警備課長 早坂健様でございます。

次に船橋市副市長 山口真矢でございます。

会議を始める前に、お手元にお配りいたしました、資料の確認をさせていただきます。

はじめに、会議次第でございます。

次に、資料1-1から1-3といたしまして帰宅困難者等対策に関する資料です。

次に、参考資料としまして「船橋市防災会議条例の一部改正について」です。

次に、資料2-1としまして、「パブリックコメントに対する市の考え方」と「地域防災計画資料編の主な特徴」です。

次に、委員名簿、防災会議条例、席次表です。

最後になりますが、別冊の「船橋市地域防災計画（案）」と「資料編（案）」でございます。

以上でございますが、配布資料に欠落等はないでしょうか。

それでは、ただ今より船橋市防災会議を始めさせていただきます。

なお、ご発言の際は、お手元のマイクのボタンを押していただきますようお願いいたします。

船橋市防災会議運営要領第2条により、会長が議長になることが定められておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。それでは市長お願いいたします。

#### 議長（市長）

これより議事に入ります。

本日の議題は、報告事項2件、諮問事項1件、でございます。

それでは、報告事項2件について、事務局より一括して報告してください。

事務局（危機管理課 課長）

危機管理課長の沢でございます。着席してご説明させていただきます。まず報告事項の最初といたしまして船橋駅・西船橋駅周辺帰宅困難者等対策推進協議会の設置について、ご報告をいたします。資料の1をご覧ください。

まず、帰宅困難者等に対する船橋市の検討テーマについてでございますが、これは東日本大震災の帰宅困難者の状況から課題を整理いたしまして、本市が行う対策をまとめたものでございます。

こちらに記載の通り、東日本大震災の帰宅困難者の状況としましては、交通機関の一斉停止によって帰宅が困難な状況が発生し、ターミナル駅周辺を中心に帰宅困難者が多数滞留したということでございます。次に「帰宅困難者は各駅係員に、周辺の避難所を案内、誘導された。」「帰宅困難者が学校、公共機関、民間施設等へ移動した。」「地域の避難者と帰宅困難者が同一の避難所に集中して、スペース不足等による混乱が生じた。」「鉄道会社に問い合わせるが、今後の運行の見通しが分からなかった。」という状況でございました。

次に、東日本大震災で見えた課題でございます。公共交通機関を中心とする関係機関との連絡体制の確保、具体的な役割分担の明確化、また公共交通機関の運行状況の全体把握と、運行再開見込み情報の提供、また徒歩帰宅困難者を支援するための情報と物資の提供、さらに帰宅困難者等の一時的な滞在場所の確保と運用体制の構築、これらが課題であると認識しております。そして、これまでの対応や課題を整理したものが、次の船橋市が行う対策でございます。

5項目ございますが、1番目としましては、公共交通機関との連絡体制の構築や具体的な役割分担の検討は、こちらは各主要駅と関係機関との連携関係の構築になります。

2番目でございますが帰宅困難者の発生抑制は、事業所の従業員等が帰宅困難者とならないよう、企業等に、発災時、従業員を一時留め置きするよう基本原則の周知・徹底をしていくものです。

3番目としまして、帰宅困難者用一時滞在施設等の確保で民間施設等に、一時滞在施設としての協力を呼びかけていくものです。

4番目に徒歩帰宅者への支援は、やむを得ず徒歩帰宅する方への水道水やトイレの提供など、帰宅支援に関する協力店舗を拡充することや、駅周辺のコンビニ等の帰宅支援ステーションや協定による一時支援施設や主要な幹線道路までの経路を示す「帰宅支援マップ」を作成し、協力事業者へ配備するものです。

5番目に計画的な訓練の実施は、本協議会メンバーを中心とした関係機関や事業所と連携して、実践的な訓練を実施することが必要であると考えました。

以上5項目が、今後、帰宅困難者対策として、本協議会を中心にして、船橋市が行っていく対策になります。

参考としまして、次のページには、各避難所の避難者の受入れ人数がございますが、平成23年3月12日、午前2時35分の集計人数は5,480人となっております。

この人数には地域の避難者数が含まれておりますが、駅周辺避難所のほとんどは帰宅困難者の避難によるものと推測されます。本市は、1日の乗降客数が10万人を超える、船橋駅・西船橋駅のターミナル駅を擁し、多くの通勤・通学者やあるいは、買い物客が行きかかっており、懸念されている首都直下地震が発生し、交通機関がマヒした場合には、東日本大震災時よりも多くの帰宅困難者や滞留者が発生すると予想されます。このような状況により、帰宅困難者の混乱防止策や徒歩帰宅者への支援等について、官民が協働・連携して検討する必要があることから、駅周辺の事業者、関係機関・団体及び船橋市などで構成いたします「船橋駅・西船橋駅周辺帰宅困難者等対策推進協議会」を8月30日に設立いたしました。資料1-2、船橋駅・西船橋駅周辺帰宅困難者等対策推進協議会の規約をご覧ください。主な取り組みといたしましては、第3条に基づき実施してまいります。公共交通機関の運行の停止または遅延により、船橋駅及び西船橋駅周辺において帰宅が困難となる者、またはやむを得ず当該地域から徒歩により帰宅する者に対して、必要な支援を行うことを目的に、具体的な対策を検討・実施するものです。構成機関につきましては、別表のとおり、鉄道事業者、避難所施設、大型店、商店会、協定先、警察、消防等31機関によるものでございます。協議会の進め方とスケジュールにつきましては、A3版の資料1-3をご覧ください。まず、一番上段の「情報連絡体制の確立」でございます。続いて、中段の「帰宅困難者等発生抑制と安全確保」次に、下段の「帰宅困難者等の支援」、この3点を中心に検討していきます。上段の「情報連絡体制の確立」では、会員相互の情報連絡体制として、市と駅を軸とした情報連絡網を作成し共有してまいります。そして、右側になりますが、帰宅困難者への情報提供の体制を確立して、情報連絡訓練を実施したいと考えております。これらの作業につきましては、ワーキンググループを設置いたしまして、検討結果を協議会で報告するという流れで進めてまいります。10月29日に、両駅合同でワーキンググループ会議を開催しました。緊急時連絡先等の確認、緊急時連絡網の作成を行いまして、関係機関全体で通信・情報伝達訓練を11月29日に実施する予定となっております。中段の「帰宅困難者等発生抑制と安全確保」につきましては、企業や学校、大規模集客施設において一斉帰宅を抑制する対策を検討していきます。また、一時滞在施設の在り方について県の協議会のなかで運営ガイドラインを検討しておりますので、それを参考にいたしまして、一時滞在施設確保について協議したいと考えております。最後の「帰宅困難者等の支援」ですが、現在県の協議会におきましては国道14号線が支援道路として示されておりますので、そちらまでの誘導についての検討、さらに支援ステーション等をマッピングした支援マップを作成いたしまして、ホームページ等で公開するとともに、駅前周辺事業者に配布設置できればと考えております。そして、平成25年度には、関係機関と連携して、対策訓練を実施いたします。なお、津田沼駅につきましては、津田沼駅周辺帰宅困難者協議会を習志野市と合同で設置いたしまして、同様の対策を進めているところでございます。船橋駅・西船橋駅周辺帰宅困難者等対策推進協議会の設置についての報告は以上になります。

事務局（危機管理課 課長）

続きまして、船橋市防災会議条例の改正についてでございます。参考資料をご覧ください。

「災害対策基本法の一部を改正する法律」が本年6月27日に公布されたことにより、関連する船橋市防災会議条例の一部を改正するため、条例案を今月から開催されます第4回市議会定例会に上程いたします。

災害対策基本法では、地方防災会議の所掌事務として、地域防災計画の作成及びその実施のほか、災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集することとされていたが、災害応急対策につきましては、地方防災会議で情報の収集等を行うよりも、災害対策本部において行うことが効果的であることから、見直し・明確化されました。

また、地方の防災会議については、防災に関する諮問的機関としての機能を強化するために、市町村の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議することが、所掌事務に追加されました。

さらに、地域防災計画の策定等にあたり、多様な主体の参画を図るため、地方防災会議の委員として、現在あて職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加されました。

この法律の改正に伴って、千葉県が関係条例の改正を10月23日付けで公布・施行したことを受けて、船橋市防災会議条例の一部を改正する条例案を第4回市議会定例会に上程するものです。

議長（市長）

はい、御苦勞さまでした。

只今説明されたことにつきまして委員各位の皆さま方からご質問、ご意見がございましたらお伺いいたします。

特にないようでございますので、次に諮問事項の議案第1号「船橋市地域防災計画の見直し」について事務局より説明してください。

事務局（危機管理課 課長）

それでは、ご説明をいたします。市の地域防災計画につきましては災害対策基本法第42条で市町村の防災会議が作成すると規定されています。今年度はこれまで2回のご審議を頂いておりますが、本日の防災会議におきまして、委員の皆様方のご承認を頂いた後、所定の手続きを行って職員へ周知を行った後に平成25年の1月、新年早々から効力を有する計画とさせていただきたいと考えております。10月1日から10月31日までの1か月間に実施しましたパブリックコメントでは8つの個人または、団体等から合計で54のご意見が寄せられました。このうち15のご意見につきましては、そもそも地域防災計画の素案の中に既に記載されておりましたものをお気

づきにならずに、ご意見されたもの、あるいは、単純な誤記等の訂正のご指摘でございました。このためこの15については省いてありますが残りの39のご意見につきましては一覧表に綴ってございます。それが、資料2-1でございます。資料全てとなりますとお時間の関係もございますので、直接地域防災計画に反映をさせて頂いた部分、直接は地域防災計画には反映しませんでしたけど、その内容といたしまして市が検討していきたいと考えている部分を抜粋してご説明をさせていただきます。資料2-1の一番左に連番で番号がついております5番、地震1. 1-5についてのご意見です。東京都中央区や川崎市のように、今後建設されるマンションへの防災対策の強化を図るために、条例化等の検討をするべきではないかというご意見がございました。これにつきまして市の考え方といたしましては、今後マンション等の備蓄を義務化するなどについてこの実現が可能かどうか、関係課と協議し検討してまいります。

次に8番、地震1. 2-6でございますが、町会・自治会への防災ラジオの配布は、大変素晴らしいと思う。緊急地震速報や津波警報、市役所からの情報などがスイッチを切っても自動に入る防災ラジオを市民限定で安価に販売し、また、要援護者には無料配布するなど、検討してほしいというご意見でございます。この防災ラジオにつきましては、12月2日から各町会・自治会あてに100世帯に1台ずつ配布を始めたいと考えております。今年度に町会・自治会へ配布予定の防災ラジオは、ご指摘して頂いたとおり、緊急地震速報などの他、市役所から防災行政無線により放送する情報が自動的に受信できるものです。防災ラジオの市民の皆さまへの安価な販売等につきましては、現在、検討を行っています。

次に資料の一番下の10番、地震1. 5-5他というところでございますが、福祉避難所を指定しても、そこで誰が支援するのか決めていなければ、福祉避難所の機能は果たせないのではないかというご指摘でございます。基本的に、福祉避難所の運営は行政職員が主体となり、家族等の介護者がいる場合は、介護者が支援にあたり、介護者がいない場合は、ボランティア等の協力を得て運営するものと考えています。また、要援護者支援の行動計画を現在策定中であり、施設の開設や搬送、必要資機材や人員の確保など、具体的に検討しているところです。

次に裏面になりますが11番、地震1. 5-6になります。避難場所案内板の中や電柱の町丁目表示看板等の中に海拔の表示を入れてはどうか。全ての避難所、公共施設の屋根、屋上に防災ヘリコプター等から確認できるヘリサイン（施設名）を表示したらどうか。東京都新宿区では既に多くの施設に表示されているとのご意見がございました。市の考え方といたしましては、平成24年度末までに、全ての避難所これは今現在まだ指定されていない県立高校、現在協議中でございますがそれを含めまして131か所の避難所と津波一時避難施設、これは協定による施設と公共施設合計18施設につきまして避難所としての表示の看板の整備を行う予定でございます。この表示する看板の中に、海拔の表記を入れたいと考えております。また、本市にはヘリコプター臨時離発着場が12箇所あり、そのうち緊急消防援助隊が使用する「県立豊富高校」の屋上へは「船橋豊富」という校名表記が設置済みです。今後、公共施設を中心として、規制にかからない表示設置が可能か、所管する県航空課へ確認し、手法に

ついて研究していきます。

次に12番、地震1.5-9で、日常的に学校と地域とで避難所運営について協議を重ねるため、市が指定している避難所である学校等において、管理者である学校長・教頭を含めた、学区内の町会・自治会との「避難所学区内防災連絡会」を立ち上げることを提案する。また、学校施設の鍵の管理を責任ある地域の町会・自治会へ一部任せたらどうかのご意見がございました。市では、現在、「船橋市避難所運営マニュアル」の作成をすすめており、この中で避難所の特性を生かした形で避難所運営体制の構築を目標とした避難所運営委員会の平時からの設置に向け取り組んでいきます。なお、避難所毎の組織作りや運営、鍵の取扱いについては、避難所運営委員会の中で協議を進め、検討していくべき事項であると考えています。

次に14番、地震1.5-9で、自分達の避難所があいまいで何処に避難したらいいのか心配である。避難所が決まっていれば、平常時から避難所運営マニュアルに基づいた体制が整備されるのではないかと。様々な知識、資格、特技を持った方たちを事前に把握できれば、避難所運営において多いに役立つと思う。自宅等に避難された方たちへの支援等についても含めた避難所運営マニュアルを作成すべき。東京都文京区では、地域住民による避難所運営訓練が約10年前から行われており、参考にすべきとのご意見についてですが、本市には、様々な被災状況により避難行動が大きく左右される可能性のある地域もあります。これまで、地域ごとの避難施設を特定せず、町会・自治会、企業、家庭ごとに、どこに避難したらよいか自ら避難を予定する施設を平時から複数決めるよう、啓発しています。また、現在、標準となる「船橋市避難所運営マニュアル」の作成を進めており、今後、地域の実情に即した避難所運営を目標として、本年度から訓練へ組み込んでいきます。

次に18番、地震1.9-2で、災害時の要援護者対策についてです。具体的に誰が要援護者をどのように救出、救助するのが明確でない。「個別支援計画」を平常時から町会・自治会で作成しておく必要がある。要援護者が今どこにいるか、どのような方が要援護者となっているのか市のほうで地区社協の協力のもとに調査をしている状況でそれに対応して支援をして頂ける方がなかなか見つからない状況でございます。要援護者支援の行動計画を策定中であり、それに対して具体的に検討しているところです。

次に20番、地震2.14-7で、津波による被害が生じた場合、し尿または浄化槽汚泥には土砂、海水、ヘドロ等が含まれることとなる。これらのし尿・汚泥等をし尿処理場において受け入れることが可能か、事前の検討が必要と考えられる。また、し尿処理施設や中継貯留槽が被災した場合等における対応について、市や県の境界を越えて近隣のし尿処理場が使用可能な体制の構築等が必要と考えられます。さらに、予備の貯留槽に必要な容量の試算やその具体的な設置計画、あるいはし尿の運搬車両を緊急通行車両として事前登録すること等も有用な計画と考えられる。し尿処理については、し尿処理施設が稼働していれば、一定の量までは受入・対応可能であります。また、ご指摘の広域処理は大変重要であると考えており、近隣のみならず遠隔地における受け入れも視野に入れた研究を行っていきたいと考えています。なお、し尿運搬

車やゴミ回収車、市の公用車などについては、警察と協議の上、緊急通行車両として事前登録を行っています。

次に21番、地震2.14-9で、初期防疫活動は、市の備蓄を使用して行う、と記載されているが、消毒剤等の具体的な資材の備蓄に関する記述がないとのご意見ですが、市では、防疫用の薬品（塩化ベンザルコニウム液）については、一定量の備蓄を既に行っています。また、市の備蓄分で不足する場合は、災害時応援協定に基づき、船橋薬剤師会が薬品の供給を行うこととなっています。

次に22番、地震2.18-2で、市災害ボランティアセンターの開設基準が明確に記載されていない。市内の被害状況や被災者からのニーズに基づき、市社会福祉協議会の判断により開設できる旨を明記してほしい。ご指摘のとおり、市の災害対策本部の設置にかかわらず、市社会福祉協議会が必要に応じて設置できる記載に修正します。

次に26番、地震2.7-3他で、フェイスシートがどのようなものか、「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」にも様式が示されていないので、よく理解できない。各要援護者の実態にあった「個別支援計画」を作成した方が効果的ではないか。フェイスシートは、資料編の77頁に個別支援調査票と名称を変更しまして、地域防災計画に掲載いたします。調査票の使い方は、第一義的には、避難所から施設等の福祉避難所へ搬送する際、要援護者情報を効率的に引き継ぎを行うためのものでありその方の健康状態や身体情報を記載したものとなります。

次に29番、地震2.7-4他で、被害状況や要援護者の避難状況を踏まえて、福祉避難所を開設することとなっている。これでは対応が後手に回り混乱を招く恐れがあるため、例えば震度5強以上の地震で開設されるべきではないか。福祉避難所は、震度5強以上の地震で開設する方向で検討しています。ご指摘のとおり速やかな対応をとれるよう、「施設の被害状況を踏まえ、開設する福祉避難所を決定する」旨の記載に変更します。

次に33番、風水害2.5-1で、水位状況はどこの水位か、表示はA.P.か、T.P.か。水防団待機水位(通報水位2.1m)と氾濫注意水位(警戒水位2.2m)との差は10cmしかなく、水防団出動に支障があるのではないか。量水標の位置に問題があるのではないか。A.P.かT.P.かについては、補足させていただきますが、A.P.につきましては荒川工事基準面というものでございまして、荒川の他に多摩川水系や中川水系で工事基準面で用いられるもので水位であり、主に川中心となるものです。またT.P.につきましては東京湾平均海面ということではゆる標高あるいは海拔といったものの表記をされるものの基準面でございます、日本水準原点はT.P.上24.4140mでございます。これは主に海に関連するものとして標記がされているものです。今の水防団の待機水位あるいは氾濫注意水位は、川の氾濫を想定したものでありまして、先ほど申しました荒川工事基準面のA.P.となります。A.P.である旨を明確に標記します。また、各種水位は、10cmしかなく支障があるとの指摘ではありますが、これは千葉県の設定に合わせているものです。

次に34番、風水害2.5-1で、高潮や波浪に関する事で、この潮位はどこの



検潮所潮位かA. P.か、T. P.か、波浪(有義波高)の1. 5m(注意報)、3. 0m(警報)は湾奥部に適用すべきではないのではないか。今ご説明しましたが、A. P.かT. P.かについては、こちらは海の潮位でございますので、東京湾平均海面のT. P.と明確に標記します。各種水位に関しては、気象庁が設定しているものに合わせているものです。

次に37番、地震1. 1-12他で、「避難所運営マニュアル」という標記は、避難所毎で作成するものを指しているのか。そのひな形となるマニュアルを示すべきではないか。「船橋市避難所運営マニュアル」とそれを基にした各避難所の避難所運営マニュアルというように、両者の関係が明確になるような記載に修正します。

次に38番、地震1. 4-2、風水害1. 4-2で、A. P. 8. 0mの堤防もあるのではないかと。また、記載されている図では計画気象を大正6年10月台風としているが、本文では昭和34年9月の伊勢湾台風としている。A. P. 8. 0mは海老川第一、第二水門の天端部分で、水門のてっぺんを指しています。計画気象については、伊勢湾台風クラスをモデルとして9つのルートを設定し、最大の予測結果をもとに、設計高を決定していることから、伊勢湾台風に修正します。

また、パブリックコメント以外の修正点についてですが、避難所の名称変更(地震1. 5-3)について、これまでも、避難場所と避難所の違いが分かりにくく、どちらが宿泊滞在可能な施設なのか分からない、という指摘を受けていました。そこで、全ての避難所について、「宿泊可能避難所」という名称に変更いたします。地域防災計画の文中においては、避難所という記載のままの箇所が大半であります。地震1. 5-3で、本市における避難所は宿泊可能避難所を指す、と注釈を入れております。また、名称の変更だけでなく、今年度中に、これまで設置していなかった宿泊可能避難所であることを明記した看板を、各避難所、各施設の入口や門扉に整備してまいります。

次に、自家用給油取扱所の整備については、地震1. 7-3に記載しており、昨年の東日本大震災においては、燃料の精製所が被災したことにより、燃料の著しい不足が生じ、燃料の確保に大変、苦慮いたしました。そこで、災害活動に従事する消防車や市の公用車などへの燃料の供給を確保するため、燃料の取扱資格のある職員のいる消防署へ、燃料貯蔵施設として自家用給油取扱所の整備を検討する記載を加えました。

次に、浸水想定区域における避難について風水害2. 8-4に、本市で作成しています「洪水ハザードマップ」のうち、水防法で規定されている河川(江戸川、海老川)の浸水想定区域の福祉施設(保育園、障害者支援施設、特別養護老人ホーム)や幼稚園、地下街などの避難対策について、予防計画(風水害1-5-3)にしか記載がありませんでしたので、応急対策計画(地震2. 8-4)へも記載を加えました。

以上がパブリックコメントに寄せられた意見と市の考え方についてになります。

議長（市長）

ただ今、説明のありましたことについて、委員の皆様方からのご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

市議会建設委員長（松寄裕次）

パブリックコメントにもありました通り避難所運営委員会の平時からの設置については、私も議会でも取り上げたが明確な方針が示されたので、それは完結できたことだと思うが、例えば、本年度の総合防災訓練の際に、そのような方向性が説明されたと思うが、恐らくは避難所ごとに委員長も決まらなかったりと、そのような状況があったような気がする。これらを踏まえ、平時からの設置に向けての課題、市の関与というものが整理されているのか。

事務局（危機管理課長）

防災訓練の説明の際に十分に意図が伝わってなかったため、それ以前になるべく様々な機会を通じて平時の設置を訴えかけていきたいと考えております。また市の関与としては、なるべくモデル地域等を設置して、そこに市の職員、危機管理課の職員等を派遣して積極的に避難所運営委員会を設置するように働きかけていき、立ち上げに協力していきたいと考えております。

市議会建設委員長（松寄裕次）

そのモデル地区を決定する際に、やりやすい所を選ばないで本当に色々な課題を抱えている、設置が難しそうなところをしっかりとらえて職員の派遣等を行いながら、合意を作って頂きたい。またもう一点は、毎年検討を加えて、必要があると認める時には防災会議において防災計画の修正を行うことになっている。その際、例えば計画の進行管理、進捗のチェックというものは、どのようにしていくのか。例えば、資料編のほうにもあるが、宿泊可能避難所としての県立高校との交渉状況、また備蓄の目標も今回設定しましたので目標と本年度との実績、進捗管理、また自主防災組織の未結成団体に対する結成支援の進捗についてのチェックまたその報告というものが、防災会議の中でなされるのかまたそれが別の所で行われたほうがいいのかその考えについて質問したい。

事務局（危機管理課長）

ご指摘して頂いた通り県立高校の状況、備蓄品の目標、自主防災組織の結成状況等を含め防災計画に記載されているものに変更が生じた場合には、危機管理課で常にチェックしている状況なので、変更がありました際には、その都度（毎月毎月は難しいので、大きなタイミングを図り）ご報告をさせていただき、修正させていただくこととなります。

議長（市長）

その他ございますか。  
無いようでございますので、採決に移ります。お諮りいたします。  
船橋市地域防災計画の改訂につきましては本案どおり決定させていただいてよいでしょうか、賛成の方の挙手を求めます。  
ありがとうございます。  
挙手全員でありますので、本案は承認されました。  
なお、この計画につきましては、災害対策基本法の規定に基づき、県知事に報告いたしますことをご承知置きください。  
以上を持ちまして、本日の会議を終了させていただきます。  
委員の皆様におかれましては、お忙しい中、誠にありがとうございました。  
それでは、進行を事務局へ戻します。

閉会（危機管理課 課長補佐）

ご審議ありがとうございました。  
これをもちまして船橋市防災会議を終了いたします。  
委員の皆さまにおかれましては大変お忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございました。  
以上でございます。